

○富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する
基本条例

平成24年9月28日

富山県条例第49号

改正 平成27年3月18日条例第34号

平成28年3月25日条例第6号

〔富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例〕を公布する。

富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基
本条例

(平27条例34・改称)

本県は、先人の英知と努力によって、日本海側屈指の工業集積等を図り大きく発展を遂げ
てきたが、その原動力となってきたのは、県内企業の大多数を占める中小企業であり、多様
な事業活動を通じて本県経済の発展を支えるとともに、地域社会の担い手として県民生活の
向上にも大きく寄与してきた。

近年、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展、消費者の需要の多様化等の経済社会情
勢の変化に伴い、中小企業が様々な創意工夫を凝らし、経営の革新を進めるとともに、本県
産業の発展を担う人材を育成し、及び確保することが喫緊の課題となっている。併せて、自
立的で個性豊かな地域社会の形成において、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの
必要性も増している。

中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、意欲ある中小企業者を地域社会全体で育成し、
必要な支援を行うことを通じて、中小企業の多様で活力ある成長と地域経済の発展を促進し、
県民が将来への夢と希望を持っていきいきと働き、暮らすことができる富山県を築くため、
中小企業の振興と人材の育成及び小規模企業の持続的な発展の促進を県政の重要な課題と位
置付け、ここにこの条例を制定する。

(平27条例34・一部改正)

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性と併せて小規模企業
が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興と人材の育成、小規模企
業の持続的な発展の促進等（以下「中小企業の振興等」という。）に関し、基本理念を定
め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振
興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興等を総合的に推

進し、もって地域社会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(平27条例34・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業に関する団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (4) 地域金融機関 県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

(平27条例34・平28条例6・一部改正)

(基本理念)

第3条 中小企業の振興等は、中小企業者の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進することを旨として、推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興等は、本県の有する多様な技術、優れた産業基盤、豊かな特産物及び自然環境その他の特色ある地域資源等を十分に活用することにより、推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興等は、小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模及び経営形態を勘案して推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興等は、意欲及び能力に応じた多様な雇用の機会を確保するとともに、中小企業者が求める人材の育成及び確保を図ることを旨として、推進されなければならない。
- 5 中小企業の振興等は、県、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、研究機関、教育機関、大企業者及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(平27条例34・一部改正)

第3条の2 小規模企業の持続的な発展は、小規模企業者の自主的な努力を促進することを

旨として、就業の機会の提供、新たな産業の創出等に寄与する、地域の特色を生かした事業活動及び創造的な事業活動に資する事業環境が整備されることにより、推進されなければならない。

- 2 小規模企業の持続的な発展は、小規模企業者の地域における多様な主体との連携及び協働を促進することにより、推進されなければならない。

(平27条例34・追加)

(県の責務)

第4条 県は、前2条に定める中小企業の振興等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、中小企業の振興等に関する施策の実施に当たっては、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、研究機関、教育機関、大企業者及び県民と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

- 3 県は、中小企業の振興等に関する施策の実施に当たっては、経営資源（中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。）の確保が特に困難であることが多い小規模企業者に対して、融資その他の事項について、小規模企業者の経営の状況に応じ、必要な配慮をするよう努めるものとする。

(平27条例34・一部改正)

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に対応して、自主的に新技術及び新商品の開発、販路の開拓、人材の育成等に取り組み、その経営の向上及び改善を図るよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、その事業活動を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

(小規模企業者の努力)

第5条の2 小規模企業者は、基本理念にのっとり、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の持続的な発展に取り組むよう努めるものとする。

(平27条例34・追加)

(中小企業に関する団体及び地域金融機関の役割)

第6条 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が新

技術及び新商品の開発、販路の開拓等経営の向上及び改善を図るために行う取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

- 2 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、前項の取組を支援する人材の育成に努めるものとする。

(研究機関及び教育機関の役割)

第7条 研究機関及び教育機関は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及、技術支援、教育活動等を通じて、中小企業の振興等に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、自らの経営の革新等に取り組むとともに、基本理念にのっとり、中小企業者が供給する製品及びサービスの活用等を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興等が地域社会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力ある地域社会の形成に協力するよう努めるものとする。

(技術の高度化、商品及びサービスの高付加価値化等による競争力の強化)

第10条 県は、中小企業者の経営の革新の促進及び新たな需要の創出を図るため、新商品又は新サービスの開発の支援、新分野への進出の支援、他の産業との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、ものづくりの技術の高度化による中小企業者の競争力の強化を図るため、产学研官の連携による研究開発の促進、研究施設及び設備の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 3 県は、中小企業者による付加価値の高い商品の開発を促進するため、デザインを活用した商品の開発の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(成長発展が期待される新たな産業の創出等)

第11条 県は、中小企業者の創業及び新事業の創出を促進するため、創業等に必要な資金供給の円滑化、新商品等の販路の開拓の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、成長発展が期待される新たな産業の創出及び育成を図るため、新技術の研究開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 3 県は、企業の立地を促進し、新たな産業の集積を図るため、企業を立地する環境の整備、企業誘致の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(販路の開拓に関する事業環境の整備)

第12条 県は、中小企業者の国内及び国外における販路の開拓を促進するため、企業との商談の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経済交流の促進及び物流の活性化を図るため、貿易及び投資に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、産業の空洞化を防ぐため、県内のものづくりの拠点の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経営の安定及び経営基盤の強化)

第13条 県は、中小企業者の支援体制の強化を図るため、中小企業者が相談その他総合的な支援を受けることができる体制の整備、中小企業に関する団体の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業者に対する資金供給の円滑化を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、物品及び役務の調達並びに工事の発注に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、下請中小企業の経営基盤の強化を図るため、公正な下請取引の促進に努めるものとする。

(商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化)

第14条 県は、商業又はサービス業を営む中小企業者の経営の革新を促進するため、経済的・社会的環境の変化に対応した戦略的な取組の支援、顧客の期待等に応える事業の展開の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、まちのにぎわいづくりの推進、商店街の活性化の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業等地域に根ざした産業の振興を図るため、伝統的工芸品等の販路の開拓の支援、その産業に特有の技能の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の発展を担う人材の育成)

第15条 県は、創業及び新事業の創出を志す人材、国際的な視野に立って事業を展開できる人材並びに事業の後継者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、技能者の育成及び技能の継承並びに伝統産業の後継者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 県は、段階的かつ体系的な職業能力の開発及び向上の促進を図るため、多様な職業訓練の実施、中小企業者が行う職業訓練に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 県は、職業観及び勤労観の形成を図るため、就業体験の機会の提供、就業に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平27条例34・一部改正)

(雇用の機会の確保と雇用環境の整備等)

第16条 県は、中小企業者を支える人材の確保を図るため、若者等の県内の中小企業への就業の促進、東京圏等からの就業の促進、女性の多様な就業の機会の創出に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、意欲及び能力に応じた多様な就業の促進を図るため、就業を希望する者のそれぞれの状況に応じた就業支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、安心して働くことができる雇用環境の整備を促進するため、仕事と子育ての両立の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平27条例34・一部改正)

(地域の活性化及び地域住民の生活の向上等に資する小規模企業者の事業活動の促進)

第16条の2 県は、小規模企業者が単独で又は共同して行う事業活動であって、地域の活性化又は地域住民の生活の向上及び交流の拡大に資するものの促進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(平27条例34・追加)

(富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議)

第17条 中小企業の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議（次条第1項及び第3項において「県民会議」という。）を置く。

第18条 県民会議は、会長及び委員25人以内で組織する。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、中小企業の振興等に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

8 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、中小企業の振興等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第20条 知事は、中小企業の振興等に関し顕著な功績のあったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第21条 知事は、毎年、中小企業の振興等に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第22条 県は、中小企業の振興等に関する施策に、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。